

平成 27 年 5 月 15 日
株式会社日本政策金融公庫

中小企業者等の皆さまに対する金融円滑化に向けた取組状況について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、平成 21 年 12 月 4 日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「中小企業金融円滑化法」という。)の趣旨を踏まえ、中小企業者等の皆さまからの資金繰り相談に、迅速かつきめ細やかに対応してまいりました。

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月末に期限を迎えましたが、日本公庫は、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかに、ご相談に対応しているところです。

このたび、平成 26 年 12 月末、平成 27 年 3 月末時点における貸付条件の変更の実績を取りまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

記

中小企業金融円滑化に係る貸付条件の変更の実績(平成 21 年 12 月 4 日からの累計)

(単位:件、百万円)

	平成 26 年 12 月末		平成 27 年 3 月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付条件の変更の申込みを受けた貸付債権	536,010	7,751,327	556,148	8,048,116
うち、実行に係る貸付債権	508,236	7,442,759	527,836	7,731,555
うち、謝絶に係る貸付債権	2,074	26,562	2,143	27,946
うち、審査中の貸付債権	6,413	107,825	6,457	106,541
うち、取下げに係る貸付債権	19,287	174,175	19,712	182,068

(注 1)上記実績は、国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業における中小企業者等向け貸付債権に対する実績を合算したものです。

(注 2)上記実績には、旧債務の借換は含まれていません。

以上